

第4章 令和12年度(2030年度)に向けた取組

第4章 令和12年度(2030年度)に向けた取組

1 取組の考え方と体系

(1) 施策の基本方針

本市の将来環境都市像の実現に向け、緩和策として本市の「産業」、「モビリティ」、「エコライフ」、「エネルギー」の各分野に関わる全ての主体が持つ力を出し合って連携し、取組を促進し合いながら総合的な脱炭素まちづくりを推進していきます。さらに適応策として気候変動によって引き起こされることが想定される事象への被害軽減等を目指す取組の実施及び普及促進を図り、市内の安心安全で快適な暮らしの確保、コミュニティや事業活動の活性化を目指します。

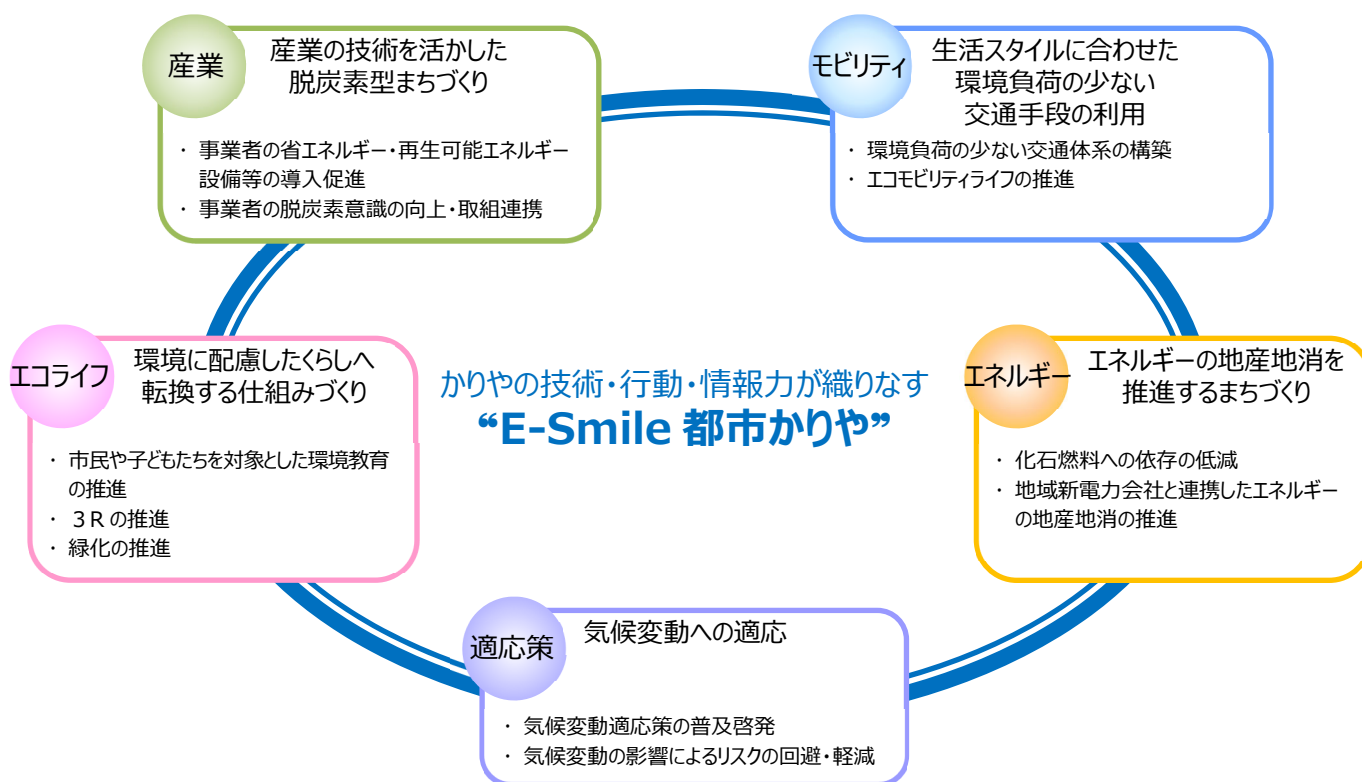


図4.1 施策の基本方針のイメージ

(2) 施策の見直しの考え方

本市では、これまでの計画に基づいて、平成23年度(2011年度)から様々な種《施策》を蒔き、現在はその芽が出て、育成・生長し始めてきています。今後、令和12年度(2030年度)までは、これらの芽をさらに育て、生長を促進する期間と考えます。

本計画では、次のような考え方で施策を見直し、整理しました。

施策の見直しの考え方
○ 芽が出て育成・生長し始めている施策 ⇒ 基本的に継続、取組内容が似ているものについては統合
○ 育成・生長の見込みがなさそうな施策 ⇒ 廃止、または新たな取組を立ち上げ



図4.2 施策の展開のイメージ

(3) 施策の取組について

市民や事業者等が省エネやCO₂削減の取組を進めていくにあたって、環境・エネルギー問題やそれらへの①対応方法等を“知る”、②取組を“実行する”、③実行した効果を“実感する”というステップがあり、これらを繰り返すことにより取組が深まっていきます。

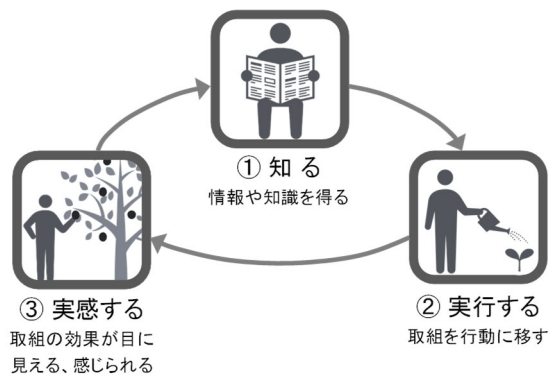


図4.3 取組ステップのイメージ

(4) 各分野の施策の体系

本市では、緩和策として「産業」、「モビリティ」、「エコライフ」、「エネルギー」の4つの分野と、適応策の取組を進めていきます。それぞれの取組の概要を以下に示します。

表4.1 分野別の施策の体系と関連するSDGsの目標

各施策の概要		関連するSDGsの目標	
緩和策	産業 (Industry)	(I-1) 事業者の省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入促進 (I-2) 事業者の脱炭素意識の向上・取組連携	   
	モビリティ (Mobility)	(M-1) 環境負荷の少ない交通体系の構築 (M-2) エコモビリティライフの推進	 
	エコライフ (Life)	(L-1) 市民や子どもたちを対象とした環境教育の推進 (L-2) 3Rの推進 (L-3) 緑化の推進	   
	エネルギー (Energy)	(E-1) 化石燃料への依存の低減 (E-2) 地域新電力会社と連携したエネルギーの地産地消の推進	 
適応策 (Adaptation)	(A-1) 気候変動への適応		



(5) 各主体の役割

本市において、都市や産業の活力を維持・発展させると同時に、環境と調和した持続可能で快適な環境都市づくりを推進するためには、市民、事業者、行政等の各主体が、環境・エネルギーに対して関心と正しい認識を持ち、立場に応じた能力を発揮して取組を進めるとともに、各主体が連携して取組を進めていく必要があります。

各主体には以下のような役割が期待されます。

表4.2 各主体に期待される役割

分野		主体	役割
緩和策	産業 (Industry)	事業者	環境・エネルギーに関する技術やシステム等の開発・提供を行うとともに、行政と連携し、地域の脱炭素化に向けた取組に協力する。
		行政	事業者の取組支援と、調整する立場で連携促進及びネットワークづくりを行う。
	モビリティ (Mobility)	市民	公共交通の利用促進や次世代自動車の利用、エコドライブの実施等に取り組む。
		事業者	環境性能の高い交通に関する技術やシステム等の開発・提供を行うとともに、公共交通の利用促進や次世代自動車の利用、エコドライブの実施等に取り組む。
	エコライフ (Life)	行政	公共交通や交通インフラの整備、利便性向上、情報発信等の推進を図る。
		市民	環境にやさしいライフスタイルへの理解を深め、身近な省エネルギー・省CO ₂ に関する取組を実施する。
		事業者	環境性能の高い製品やサービスに関する技術やシステム等の開発・提供を行う。
	エネルギー (Energy)	行政	エコライフに取り組むきっかけとなる知識や情報を得たり、体験したりできる場の提供を行うとともに、各主体と連携して支援や普及促進を図る。
		市民	再生可能エネルギー等の導入に積極的に取り組む。
		事業者	再生可能エネルギー等の導入や水素エネルギーの利用を推進するとともに、革新的技術の開発・普及を推進する。
適応策 (Adaptation)	行政	公共施設へ再生可能エネルギー等の導入や水素エネルギーの利用を積極的に行うとともに、事業者や市民の再生可能エネルギー等の導入支援を行う。	
	市民	適応策に対する関心と理解を深め、行政等から発信される情報を活用してできることから適応策に取り組む。	
	事業者	行政等から発信される情報を活用するとともに、行政と連携して適応策の推進に協力する。	
		行政	適応策を推進するとともに、市民や事業者、地域団体等への気候変動に関する情報を発信する。



2 産業（I）分野の取組

産業分野では、事業者の省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入による脱炭素化を促進する取組として、新たな施策を加えて進めていきます。また、事業者と行政が連携した取組を行い、事業者の脱炭素意識の向上を図ります。

産業分野の施策

- (I-1) 事業者の省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入促進
- (I-2) 事業者の脱炭素意識の向上・取組連携

令和12年度(2030年度)に向けた取組目標

取組指標	現状(2022年度)	将来目標(2030年度)
事業用脱炭素促進設備導入費補助制度の補助件数(累計)	—	160件

(I-1) 事業者の省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入促進

近年の地球温暖化問題に対する世界的な動向を受け、事業者の脱炭素への関心は高まっているものの、「どのような取組を行えば良いかわからない」「設備等の導入費用が高い」などの理由により、取組が進まない状況が見られます。そのため、省エネルギー診断や他の事業所等での成功事例の紹介、省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入に対する補助を実施し、事業者の脱炭素化を促進する取組を支援します。

また、CO₂排出事業者である市の取組として、公共施設の脱炭素化を積極的に進めます。

(I-1-1) 事業者の脱炭素化に向けた取組の推進

① 事業用脱炭素促進設備導入費補助制度の実施【新規】

- CO₂削減を目的とした設備の導入、エネルギー転換等にかかる経費に対して補助を行うとともに、導入効果を検証し、成功事例の紹介を行います。

② 省エネルギー診断の啓発【新規】

- 事業所の現在のエネルギー使用状況等を調査し、その調査に基づいて効率の良いエネルギー使用の提案が受けられる省エネルギー診断の普及啓発を行います。

(I-1-2) 公共施設の脱炭素化の推進

① 公共施設における省エネルギー設備等の率先導入【新規】

- 公共施設の照明をLED照明器具に計画的に更新します。
- 公共施設のZEB化について検討し、施設の消費エネルギーの削減を推進します。

(I-2) 事業者の脱炭素意識の向上・取組連携

かりやeco事業所認定制度を継続し、環境に配慮した事業者の拡大に努め、市民や事業者等にその取組を周知・啓発するとともに、脱炭素の取組を学ぶ研修会等を開催し、市内における脱炭素機運の向上を図ります。

(I-2-1) 事業者の脱炭素意識の向上

① かりやeco事業所認定制度の継続、取組の周知・啓発

- 「かりやeco事業所認定制度」を継続実施し、認定事業者の拡大、取組を周知・啓発する手法について研究します。

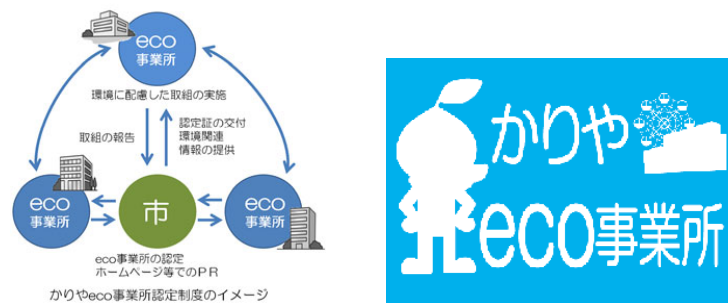


図4.4 かりやeco事業所認定制度の概要(左)と認定ステッカー(右)

② かりやエコマップの活用

- 「かりやエコマップ」を市ホームページに掲載し、市内の事業者等が行うエコな取組を紹介します。また、必要に応じて改訂します。

③ 事業者向けセミナー等の実施【新規】

- 事業者の自主的な脱炭素の取組を促進するため、脱炭素経営の実践手法等を学ぶ研修会の開催について検討します。

(I-2-2) 事業者と連携した環境施策の推進

① 産業分野における新たな環境施策の推進【新規】

- 市内企業の技術を活かした脱炭素まちづくりに資する施策の研究を進めます。



3 モビリティ(M)分野の取組

モビリティ分野では、自転車、バス、徒歩、次世代自動車がバランスよく活用されている、環境にやさしい安心安全で快適な交通体系の構築を目指します。

また、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCEV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）など、環境負荷の少ない次世代自動車の更なる普及に努めるとともに、環境にやさしい交通手段を選択するライフスタイル（エコモビリティライフ）の普及啓発を行います。

モビリティ分野の施策

- (M-1) 環境負荷の少ない交通体系の構築
- (M-2) エコモビリティライフの推進

令和12年度(2030年度)に向けた取組目標

取組指標	現状(2022年度)	将来目標(2030年度)
次世代自動車購入費等補助制度（EV・PHEV・FCEV）の補助件数（累計）	953台	2,600台

(M-1) 環境負荷の少ない交通体系の構築

環境負荷の少ない交通体系を構築するため、自転車通行区間や歩道、街路樹等の整備を行うことで、自転車の利用を促進するとともに、公共施設連絡バス「かりまる」の利便性を高め、利用率の向上を図ります。

また、走行時のCO₂排出量が極めて少ないとされるEV等の次世代自動車の普及拡大を図るため、補助制度の継続、ニーズに応じた充電インフラ設備の整備を進めるとともに、本市の業務で使用する公用車を率先して次世代自動車に更新します。

(M-1-1) 自転車活用の促進

① 自転車通行空間、歩道、街路樹等の整備

- 歩道や街路樹等の整備を推進し、快適に走行できる自転車通行空間の確保に努めます。

② 駐輪場の整備・運営

- 駐輪場を需要に応じて計画的に整備し、良好な駐輪環境を確保します。

③ 自転車マップの活用

- 「かりや自転車マップ」を市ホームページに掲載し、自転車利用の促進を図り、必要に応じて改訂します。

(M-1-2) 公共施設連絡バス「かりまる」の充実

① 公共施設連絡バス「かりまる」の利便性向上

- 「かりまる」の利用率向上を図るため、地域の移動需要に応じてバス路線の再編やダイヤの見直しを行います。

② バスロケーションシステムの利用促進

- 「かりまる」の運行状況をリアルタイムで公開するバスロケーションシステムの普及啓発を行うとともに、新たにモニターの設置を検討します。



図4.5 公共施設連絡バス「かりまる」

(M-1-3) 次世代自動車の普及促進

① 次世代自動車購入費等補助制度の実施

- 次世代自動車を購入する個人、事業者に対する補助制度を継続し、次世代自動車の普及拡大を図ります。

② EV等充電インフラ設備の管理・整備

- 現在、公共施設12箇所に設置されている充電スタンドの管理を適切に行うとともに、市内のEV等充電インフラ設備の普及を図ります。

③ 公用車への次世代自動車の率先導入

- 公用車の更新時には、率先して次世代自動車を導入します。



(M-2) エコモビリティライフの推進

生活スタイルに合わせ、自動車と公共交通、自転車等をうまく使い分けるエコモビリティライフを推進します。

(M-2-1) エコモビリティライフの推進

① エコモビリティライフの普及啓発

- 自動車と公共交通、自転車などをうまく使い分けて、環境にやさしい交通手段を選択するライフスタイルの普及を図ります。
- 市ホームページ等により、エコドライブの普及啓発を行います。



4 エコライフ (L) 分野の取組

エコライフ分野では、市民や子どもたちを対象に、地球温暖化問題に関する知識や情報を得たり、体験したりできる場を提供することで、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進します。

また、ごみの分別回収や3Rを推進し、焼却によるごみ処理量を削減します。

エコライフ分野の施策

- (L-1) 市民や子どもたちを対象とした環境教育の推進
- (L-2) 3Rの推進
- (L-3) 緑化の推進

令和12年度(2030年度)に向けた取組目標

取組指標	現状(2021年度)	将来目標(2030年度)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	570g/人・日	519g/人・日

(L-1) 市民や子どもたちを対象とした環境教育の推進

市民や子どもたちが環境やエネルギーに対する関心を持ち、理解を深めてもらうため、環境学習の場を提供します。

(L-1-1) 市民に対する環境学習講座及びイベントの開催

① 環境講座の実施

- 3Rの実践や環境教育施設見学会、出前講座等の一般市民に向けた環境講座を様々なメニューで定期的に開催します。
- 専門家の講師を招いた環境講演会を継続的に実施します。

(L-1-2) 子どもたちに向けた環境教育の推進



① 子どもたちに向けた環境講座の実施

- 地球温暖化防止及びエコライフの実践の普及啓発を目的として、県主催の“ストップ温暖化教室”や環境に関する出前講座等を実施します。

② ペットボトルキャップ・牛乳パックの回収

- 小中学校において、ペットボトルキャップと牛乳パックを回収し、回収量に応じて環境啓発物品を配布することで、環境に関する意識啓発を図ります。

③ エコライフデーの実施

- 小中学生とその家族を対象に、各家庭で実践可能な省エネ生活に取り組み、チェックシートで取組効果を見える化する“エコライフデー”を実施します。

(L-2) 3Rの推進

ごみの分別回収やリサイクルを推進し、ごみの焼却によるCO₂排出量の削減を図ります。

(L-2-1) ごみの適正処理

① ごみの削減、分別回収の推進

- ごみの分別回収を実施するとともに、プラスチックごみの分別を強化し、可燃ごみの削減を図ります。
- 生ごみ処理機器購入費補助事業を実施するとともに、生ごみを堆肥に変えるEMぼかしを無料配布します。
- 食品ロス削減の必要性について、普及啓発を図ります。

(L-2-2) リユース、リサイクルの推進

① リユース、リサイクルの推進【新規】

- 不用になった日用品等の再使用・再利用を促進するため、リサイクルプラザで展示販売を行うとともに、個人間の不用品売買を支援するサービスの周知啓発を行います。
- 使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生する「ボトルtoボトル」の取組を推進します。

② 地域団体等における資源回収活動の促進

- 自主的に資源回収活動を行う地域団体等に報償金を交付します。

(L-3) 緑化の推進

緑が多く潤いあるまちづくりを進めることで、ヒートアイランド現象の緩和や市民の緑化に対する意識向上を図ります。

(L-3-1) 公共施設や民有地における緑化の推進

① 民有地緑化に対する補助制度の実施

- 民有地における緑化の推進を図るため、生垣設置、屋上緑化等の事業費の補助を実施します。

② グリーンカーテンづくりの普及啓発

- 夏の空調等のエネルギー消費量削減の取組として、市民を対象としたグリーンカーテンコンテストを行います。
- 市内の幼稚園、保育（乳児）園、小中学校、その他の公共施設等において、グリーンカーテンづくりを推進します。

デコ活

「デコ活」とは、環境省が、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しする新しい国民運動の愛称です。英語の脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を組み合わせた造語で、CO₂を減らす環境に良い活動という意味が込められています。

「デコ活」のサイトでは、新たな暮らしの全体像を知り、触れ、体験・体感できる場を提供するため、国や自治体、企業、団体、消費者の様々な提案や取組が紹介されています。



分類	アクション
まずはこれから	住 デ 電気も省エネ 断熱住宅 (電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
	住 コ ごたわる楽しさ エコグッズ (LED・省エネ家電などを選ぶ)
	食 カ 感謝の心 食べ残しゼロ (食品の食べ切り、食材の使い切り)
ひとりでCO2が下がる	職 ツ つながるオフィス テレワーク (どこでもつながれば、そこが仕事場に)
	住 高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移 環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
みんなで実践	住 太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
	衣 クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住 ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食 地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移 できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
買 はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う	
住 宅配便は一度で受け取る	

図4.6 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後(左)とデコ活アクション(右)

出典：環境省 デコ活ホームページ





5 エネルギー（E）分野の取組

エネルギー分野では、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの有効利用を推進する取組を積極的に進めていくとともに、次世代エネルギー等の活用に関する取組を推進します。

また、令和4年(2022年)11月に設立された地域新電力会社「刈谷知立みらい電力株式会社」と連携した取組を推進します。

エネルギー分野の施策

- (E-1) 化石燃料への依存の低減
- (E-2) 地域新電力会社と連携したエネルギーの地産地消の推進

令和12年度(2030年度)に向けた取組目標

取組指標	現状(2022年度)	将来目標(2030年度)
市が導入に関与した 再生可能エネルギーの設備容量(累計)	10,592kW	18,500kW

(E-1) 化石燃料への依存の低減

国の地域脱炭素ロードマップでは、自治体の建築物及び土地において、令和12年(2030年)には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、令和22年(2040年)には100%導入されていることを目指すとされているため、脱炭素なまちづくりに向け、公共施設等における太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入やエネルギーを有効利用する取組を積極的に進めます。

(E-1-1) 再生可能エネルギーの率先導入

① 公共施設等における太陽光発電設備の率先導入【新規】

- 国の目標に合わせ、建物や土地等への太陽光発電設備の設置を計画的に進めます。

② 家庭への再生可能エネルギーの普及拡大

- 住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用システム、エネファーム等、住宅の省エネやCO₂削減に寄与する設備の導入費の補助を実施します。
- 環境に配慮した住宅に対する新たな補助制度の実施について検討します。

(E-1-2) クリーンエネルギーの有効活用

① 水素エネルギー利用の推進

- 燃料電池自動車（FCEV）の普及を図るため、市内3箇所の水素ステーションの周知・啓発を図ります。
- 市内における水素エネルギーの利用推進を図ります。

② 資源の有効活用

- 給食センター及び保育（乳児）園から排出される廃食用油を回収し、再資源化を図ります。
- 境川浄化センターから排出される下水汚泥炭化物を火力発電所に運搬し、石炭混焼燃料として利用します。

(E-2) 地域新電力会社と連携したエネルギーの地産地消の推進

刈谷市、知立市、東邦ガス株式会社、碧海信用金庫の共同出資により、令和4年(2022年)11月にエネルギーを地域内で循環させる地産地消型の地域新電力会社「刈谷知立みらい電力株式会社」を設立しました。刈谷知立みらい電力(株)は、廃棄物処理施設「刈谷知立環境組合クリーンセンター」でつくられた再生可能エネルギー由来の電力などを公共施設に供給することで、地域経済の活性化に寄与するとともに、エネルギーの地産地消及び脱炭素化の推進に取り組んでいます。

今後も刈谷知立みらい電力(株)と連携し、公共施設の脱炭素化に向けた取組を推進します。

(E-2-1) 地域新電力会社との連携

① 地域新電力会社との連携【新規】

- 刈谷知立みらい電力(株)を通じて、再生可能エネルギー由来の電力を公共施設に供給します。
- 刈谷知立みらい電力(株)と連携した新たな環境施策の実施について検討します。

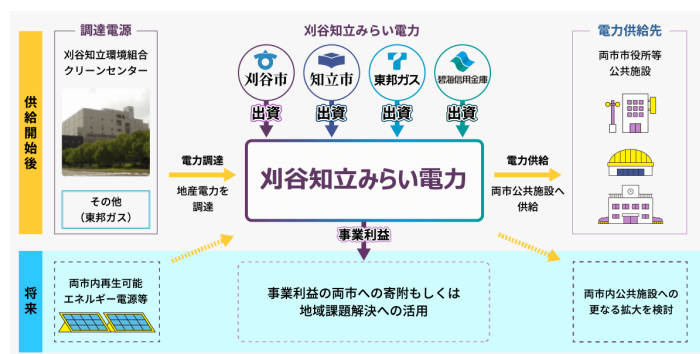


図4.7 刈谷知立みらい電力(株)の事業概要図

出典：刈谷知立みらい電力株式会社ホームページ

6 気候変動の影響への適応策

(1) 適応策の必要性

近年、平均気温の上昇や大雨の頻度の増加等により、農産物の品質低下や災害の増加、熱中症リスクの増加など、気候変動による影響が現れてきており、気候変動の様々な影響による被害を最小化あるいは回避するための適応策の取組が必要となってきました。

パリ協定では、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策と同時に、気候変動の脅威を低減する適応策も進めることが求められており、我が国においても気候変動適応法に基づき、平成30年(2018年)11月に気候変動適応計画が策定、令和3年(2021年)10月に改定されました。

各地の気候変動の影響

気候変動は、農作物や漁獲量の変化、気温や降雨量、降雪量の変化、植物の開花時期の変化等、全国各地で様々な影響を及ぼしています。それぞれの地域でどのような影響が起きているのか、気象予報士がわかりやすく解説している動画を、環境省が公開しています。

今、身の回りでどのような環境の変化が起きているのか、今後、どのようなことが起きる可能性があるのかというような、これからの行動を考える際に参考となる情報を見ることができます。



図4.8 各地の気候変動の影響

出典：環境省 COOL CHOICEホームページ

(2) 気候の状況

気象庁東京管区气象台では、気温や降水量、真夏日の日数等の気候の経年変化を取りまとめています。

① 気温の変化（名古屋地方气象台）

- 年平均気温は上昇傾向がみられ、100年あたり約2.2℃上昇しています。
- 猛暑日（日最高気温が35℃以上の日）、真夏日（日最高気温が30℃以上の日）、熱帯夜（夕方から翌日の朝までの最低気温が25℃以上になる夜）の日数はいずれも増加傾向、冬日（日最低気温が0℃未満の日）の日数は減少傾向がみられます。

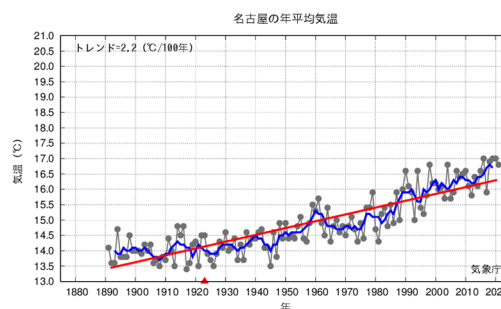


図4.9 年平均気温の変化

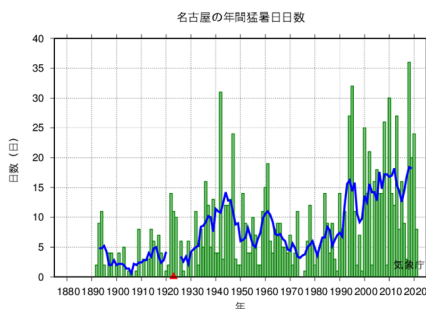


図4.10 年間猛暑日日数の変化

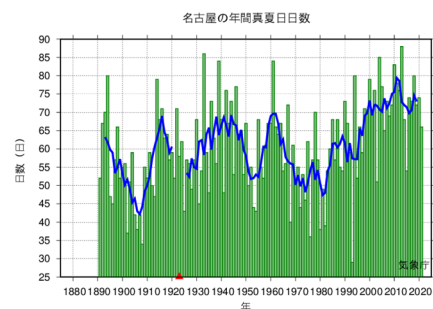


図4.11 年間真夏日日数の変化

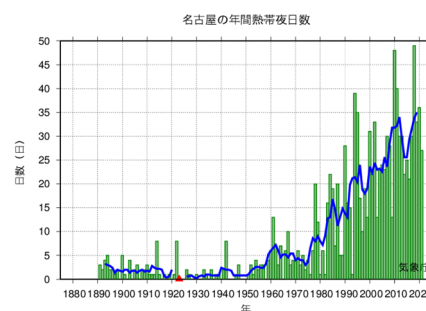


図4.12 年間熱帯夜日数の変化

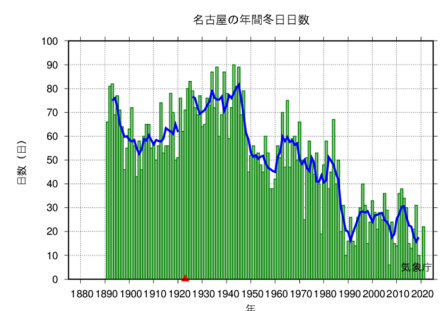


図4.13 年間冬日日数の変化

出典：気象庁「愛知県の気候変化」

② 降水量の変化（名古屋地方気象台）

- 降水量に変化傾向はみられません。
- 1時間降水量30mm以上の発生回数に変化傾向はみられませんが、平成23年(2011年)～令和3年(2021年)の直近10年間の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間(1979～1988年)と比べて約1.2倍に増えています。
- 年間無降水日数は増加傾向がみられます。

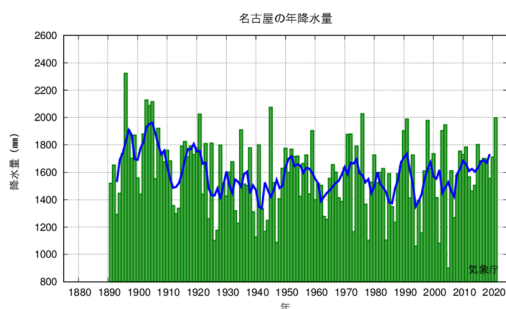


図4.14 年降水量の変化

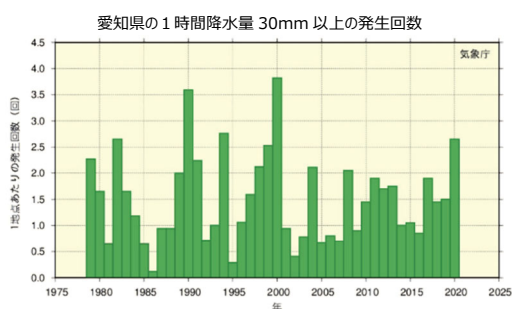


図4.15 1時間降水量30mm以上の発生回数の変化

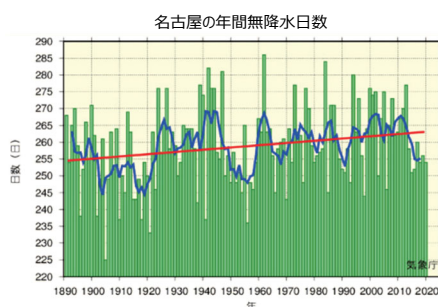


図4.16 年間無降水日数の変化

出典：気象庁「愛知県の気候変化」、「愛知県の気候変動」

(3) 将来の気候予想

愛知県の将来の気候変動は次のように予想されており、産業や生態系など広い分野への災害発生や水不足などのリスクの増大が懸念されています。

- 21世紀末には年平均気温が2℃上昇シナリオの場合は約1.3℃、4℃上昇シナリオの場合は約4.2℃上昇することが予想されています。
- 21世紀末には猛暑日が2℃上昇シナリオの場合は約6日、4℃上昇シナリオの場合は約34日増加することが予想されています。
- 4℃上昇シナリオの場合に、21世紀末にはバケツをひっくり返したように降る雨(1時間降水量30mm以上)の発生が約1.4倍になることが予想されています。
- 4℃上昇シナリオの場合に、21世紀末には雨の降らない日(日降水量1.0mm未満の日)が約

9日増加することが予想されています。



図4.17 愛知県の気候の将来予測

出典：気象庁「愛知県の気候変動」

(4) 適応策(A)の取組

気候変動の様々な影響による被害を最小化あるいは回避するための適応策の取組を進めていきます。

適応策の取組

(A-1) 気候変動への適応

(A-1) 気候変動への適応

気候変動への適応の考え方に関する情報発信、啓発を図るとともに、気候変動によって引き起こされることが想定される事象への被害軽減に向けた取組を推進します。

(A-1-1) 気候変動への適応

① 気候変動適応策の普及啓発【新規】

- 気候変動による農作物への影響に関する情報発信を行います。
- 水害ハザードマップ等の防災・減災に関する周知啓発を行います。

② 気候変動の影響によるリスクの回避・軽減【新規】

- 熱中症に関する周知啓発を行うとともに、公共施設をクールシェアスポットとして開放するなど、熱中症患者の軽減を図ります。
- 気候変動を考慮した治水計画への見直しを進め、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合治水対策を推進し、治水安全度の向上を図ります。

気候変動適応策：ハザードマップの活用

近年、台風や大雨による気象災害が毎年のように発生し、人々の生活や企業活動に大きな影響を与えており、その原因の1つに地球温暖化があると言われています。環境省は、気候変動への適応策を考えるきっかけとして、パンフレット「勢力を増す台風～我々は何のよう
なリスクに直面しているのか～」を公開しており、その中では、地球温暖化が進行した将来において、台風の中心気圧の低下や降水量の増加、風速が強まる等、これまで以上に台風が勢力を増す可能性が示されています。こうした気象災害への対策として、防災気象情報を活用することに加え、普段からハザードマップを活用して、危険箇所を確認しておくことも重要です。

刈谷市では、令和3年(2021年)4月に水害ハザードマップを、令和5年(2023年)1月に高潮ハザードマップを作成しており、また、刈谷市地図情報システム「かりマップ」を利用すれば、選択した地点のより詳しい災害リスク等をマップ上で確認することができますようになっています。

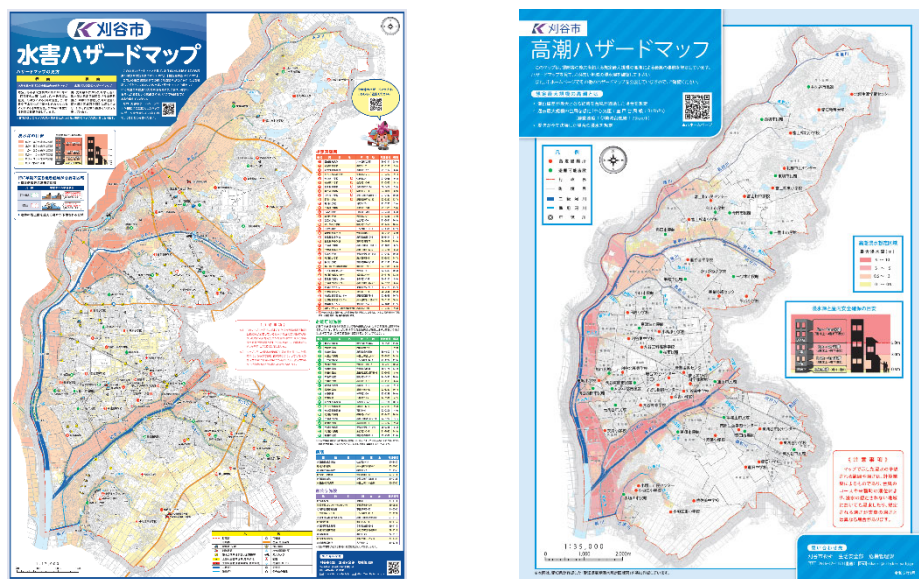


図4.18 刈谷市の水害ハザードマップ（左）と高潮ハザードマップ（右）

出典：刈谷市ホームページ